(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び三百八十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
須崎市下分字前川原乙二〇六四番地先から同市下分字桜ノ久保乙八二〇番二まで	前	一六・八〇～一六・八〇（メートル）	一四七・〇〇（キロメートル）
	後	一六・八〇～一五・二二（メートル）	三一・三五（キロメートル）
高知県高岡郡中土佐町久礼字コウワンバタ四六五〇番二から同町久礼字大棚二五四三番一まで	前	八五・〇〇（メートル）	〇・四九一（キロメートル）
	後	一四・一七～三四・九〇（メートル）	〇・四九一（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

〃　高知県高岡郡中土佐町久礼字コウワンバタ四六五〇番二　〃
から同町久礼字大棚二五三九番一まで

供用開始の期日　平成二十三年三月五日

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

須崎市下分字前川原乙二〇六二番地先から同市下分字堂口乙八一六番二まで

供用開始の期日　平成二十三年三月五日

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
須崎市下分字前川原乙二〇六四番地先から同市安和字焼坂二二三四番一まで	前	最大 一四三・三七（メートル）	三・九九一（キロメートル）
		最小 四二・〇〇	
	後	最大 一五四・七五	三・九九一
		最小 一一・七〇	
高知県高岡郡中土佐町久礼字松ノ川道ノ川谷山七一二〇番から同町久礼字薬王寺二五九二番一地先まで	前	最大 三二九・〇〇	三・二二六
		最小 四二・〇〇	
	後	最大 三一〇・一〇	三・二二六
		最小 四二・〇〇	

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四国横断自動車道阿南四万十線　土佐町久礼字薬王寺二五九二番一地先まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月五日　十五時

○九州地方整備局告示第十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十三年三月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

名称　海の中道海浜公園
位置　福岡県福岡市東区大字西戸崎
区域　別紙図面のとおり（略）
（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十三年三月四日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十三年三月十九日

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	BA 七・五〇～一五・〇〇（メートル）	一一〇・〇〇（メートル） 一三七・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・五〇～一五・〇〇（メートル）	一一〇・〇〇（メートル） 一三七・〇〇	
		BA 七・二五〇～七・五二〇（キロメートル）	七・二五〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	
五十七号及び三百二十五号	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字古村一五四七番三から同村大字立野字法立一八六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
二百二十号	鹿屋市海道町七七九番一から同市花岡町二七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月六日